

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 恩田 誠 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒500-8731 日本国岐阜県岐阜市大宮町二丁目12番地1		発送日 (日.月.年) 18.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 14222W00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/024686	国際出願日 (日.月.年) 28.06.2018	優先日 (日.月.年) 29.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A01G9/00(2018.01)i, B65G1/00(2006.01)i, B65G1/04(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社椿本チエイン			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 06.09.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 中村 圭伸 電話番号 03-3581-1101 内線 3237	2B	6206

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5	有
	請求項	1-4	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2014-198003 A (ジャパンドームハウス株式会社) 2014. 10. 23, [0009], [0018]-[0022], [0033], [0035]-[0036], 図1-3 (ファミリーなし)
 文献2：JP 8-256611 A (トピー工業株式会社) 1996. 10. 08, [0008]-[0012], 図8 (ファミリーなし)

請求項1-4に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有しない。

引用文献1には、「農産物である生物24が固定された培養器20 (本願の「定植板」に相当) を1つ以上保持する複数の保持部114 (本願の「保持部」及び「載置部」に相当) と、複数の保持部114それぞれに設けられ、保持部114に保持された培養器20を培養棚300 (本願の「移栽先」に相当) に搬入する押部116 (本願の「移栽部」に相当) と、を備えた搬入装置」が記載されている (特に、[0009]、[0018] - [0022]、[0033]、[0035] - [0036]、図1-3を参照)。

請求項5に係る発明は、文献1-2から進歩性を有しない。

引用文献2には、苗21が植えられたパレット20を搬送する際に、パレットクランプ装置34により、台車31に載置されたパレット20を持ち上げて、パレット収納スペース14内に搬送することが記載されている (特に、[0008] - [0012]、図8を参照)。

そして、引用文献1に記載された発明において、引用文献2に記載された発明を適用し、押部116に代えて、パレットクランプ装置を設け、パレットクランプ装置により、保持部114に保持された培養器20を持ち上げて、培養棚300に搬入する構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。また、このように構成すれば、保持部114の上方に、パレットクランプ装置が培養器20を保持部114から浮かせた状態で保持可能なスペースがあるものとなることは自明である。